

## 潟上市自治基本条例（素案）・パブリックコメント実施について

（意見募集は終了しました）

### ・はじめに

地方分権時代の到来により、地方自治体には、これまで以上に自主性・自律性ある運営が求められています。一方、住民ニーズやライフスタイルの多様化・個別化などにより、これまで行ってきた行政サービスだけでは個別の課題への対応が困難な状況となってきています。

こうした社会環境の変化に対応していくためには、市民と行政の信頼関係を築き、「自らのまちは自らの手でつくる」という、「市民自治のまちづくり」の視点が、これからのまちづくりに必要とされております。

潟上市では、市民と行政が一体となって「協働のまちづくり」を推進し、地方自治の確立を図るため、自治体運営の基本原則、市民・議会・行政の役割と責務などを示す指針として、「自治基本条例」の制定を目指し、平成 22 年 11 月から検討を進めて参りました。

市民からなる「策定委員会」と「100 人委員会」での協議・検討を経て条例の素案を作成してきましたが、さらに市民の皆さんからの幅広い意見を募集し、最終素案を決定させるため、これを公表するものです。多くの市民の皆さんのご意見をお願い致します。

### ・意見の提出期間

平成 24 年 2 月 1 日（水）から 2 月 14 日（火）まで

### ・意見を提出できる方

- ①潟上市にお住まいの方
- ②潟上市内の事務所・事業所に勤務されている方
- ③潟上市内の学校に在学されている方
- ④潟上市内に事務所・事業所を有する個人及び法人等

### ・意見提出の際の記載事項等

様式は特に定めませんが、次の項目を明記して下さい。

- ① 潟上市自治基本条例（素案）に対するご意見
- ②住所（法人等にあつてはその所在地）
- ③氏名（法人等にあつては名称及び代表者名）

④連絡先（日中に連絡のとれる番号）

※ 潟上市内に通勤・通学されている潟上市以外に居住の方や潟上市内で事務所・事業所を営まれている方は、その勤務先、学校名等をご記入下さい。

・意見書の提出先と提出方法

①ご持参の場合

潟上市役所天王庁舎（企画政策課）、昭和・飯田川庁舎の窓口センター及び追分出張所

②郵送の場合

〒010-0201

潟上市天王字上江川 47-100 企画政策課宛

③ファックスの場合

018-878-6086 企画政策課宛

④E-mail の場合

[kikaku@city.katagami.lg.jp](mailto:kikaku@city.katagami.lg.jp)

※電話での受付は致しませんが、何らかのご事情で上記方法による提出が困難な場合は、お問い合わせ下さい。（TEL：018-878-9802）

・お寄せいただいたご意見

皆様からお寄せいただいたご意見については、内容について十分検討し、素案を修正したときは、企画政策課及び市のホームページでその内容を公表いたします。

※なお、住所や氏名などの個人情報につきましては企画政策課で厳重に管理し、問い合わせなど以外には使用いたしません。

※いただいたご意見についての個別回答はいたしませんので、ご了承願います。